

目次

第1編

「2%の消費税」に改正する

1章

「改正案」と理論的背景

- 1 誰でも解る単純・明快な「改正案の内容」
 - 2 税率は2%（実際の納税額）に下げる
 - 3 全ての買手が「2%の消費税」を負担する
 - 4 売手は「2%の消費税」をそのまま負担する
 - 5 納税額は「売上高」だけで計算できる
 - 6 事業者は改正後に売値を算定し直すこと
 - 7 輸出取引は非課税扱いに改正する
 - 8 課税者は国に一本化してはどうか
 - 9 （理論1）消費税の8割は事業者が着服
 - 10 （理論2）事業者の着服を除くことが狙い目
 - 11 （理論3）「取引高税」に改正する時がきた
 - 12 （理論4）納税額は2割（2%）しかない
 - 13 （理論5）10%から「2%の消費税」にする
 - 14 （理論6）2%で今の税収は確保できる
 - 15 （理論7）「改正案」があれば比較ができる
- コラム1 課税の対象及び輸入取引

2章

消費税法から廃止する規定

- 16 基準期間の定めは不要になる
 - 17 免税事業者・簡易課税制度はなくする
 - 18 インボイス制度は当然に廃止する
 - 19 8%の軽減税率はなくす
 - 20 帳簿等の記載義務を軽減する
 - 21 消費税を少子化対策に使うのは止める
- コラム2 国内取引

3章

「2%の消費税」にするメリット

- 22 消費税が本来の間接税に戻る
 - 23 5大[返る税]が完全になくなる
 - 24 小規模事業者も対等に仕事ができる
 - 25 消費者にとっては税率が2%に下がる
 - 26 売値が上がり実際のメリットは4%か？
 - 27 流通経路を短縮すれば売値は下がる
 - 28 物価高騰への最強の抑制対策になる
 - 29 事業者は事務負担が激減する
 - 30 国家は税収が増える見込みである
- コラム3 不課税取引

4章

税制改正のあるべき姿¹

- 31 憲法は「国民主権主義」を定めている
 - 32 税制は国民が決めるもの
 - 33 「2%の消費税」を選ぶのは国民である
 - 34 税制は毎年改正するものではない
 - 35 税制を政権・与党が決める権限はない
 - 36 税制を政策の道具にしてはならない
 - 37 国民の意思を伝える場が必要
 - 38 日本税制会議のシステムを構築する
- コラム4 非課税取引(1)課税になじまないもの

5 章 改正への行動プラン

- 39 「2%の消費税」に賛同してもらう
 - 40 あなたの声で税制は変えられる
 - 41 改正の輪を拡げてマスコミを動かそう
 - 42 免税事業者はサバイバルをかけて闘おう
 - 43 「2%の消費税」を政治家に信託する
 - 44 消費税の改正を次の衆議院選挙の争点に
 - 45 能登半島被災支援「2%の消費税」を導入
- コラム5 非課税取引(2)社会政策的配慮によるもの

第2編

現行の消費税法は廃止する

6 章 消費税法の破綻原因と維持された理由

- 46 (原因1)夢の算式「納税額の合計＝負担額」
 - 47 (原因2)税の累積排除がドロ沼化の元凶
 - 48 (原因3)「税額控除」は犯罪行為である
 - 49 (原因4)誤っていた「世界の付加価値税」
 - 50 (維持1)政治家へ信託するべき知見がない
 - 51 (維持2)財界人は多額の[返る税]で沈黙
 - 52 (責任1)日本税政連・幹事長のご提案
 - 53 (責任2)怠慢でやり過ぎた税理士の責任
 - 54 (結果1)消費者は騙され続けて35年
 - 55 (結果2)付加価値税を見限る時が来た
- コラム6 輸出免税等

7 章 事業者には130兆円もの[返る税]がある

- 56 お寿司屋に支払った消費税がおかしい
- 57 スマホを買った時の消費税がおかしい
- 58 自動車を買った時の消費税がおかしい
- 59 事業者は[返る税]で消費税を負担しない
- 60 消費者の3%分が事業者の[返る税]になる
- 61 日本全体の課税売上の推計と税収の構成割合
- 62 事業者に総額130兆円もの[返る税]がある
- 63 (返る1)輸出業者の[返る税]
- 64 (返る2)売上原価の[返る税]
- 65 (返る3)経費・設備投資の[返る税]

- 66 (返る4)設備投資の大型[返る税]
 - 67 (返る5)簡易課税制度の[返る税]
 - 68 [返る税]の仕組みは膨大な事務負担
 - 69 免税事業者に2兆円の[益税]がある
 - 70 免税事業者がいると売値が高くなる
- コラム7 納税義務者・課税期間

8 章 インボイスと免税事業者への対応

- 71 インボイスで「良くなるものは何もない」
 - 72 インボイスの導入目的は免税事業者の排除
 - 73 免税事業者は課税事業者になって登録する
 - 74 免税事業者が登録すると20%の特例がある
 - 75 買手には80%・50%控除の経過措置がある
 - 76 513万の免税事業者は全員が登録しない
 - 77 免税事業者は値下げか廃業せざるを得ない
 - 78 税制が職業選択の自由を奪っていいのか
 - 79 こうして6年後には免税事業者は抹殺される
- コラム8 課税期間・納税地・課税標準

9 章 インボイス廃止のメリット

- 80 何よりも小規模事業者が生き残れる
 - 81 インボイス制度の犯罪行為の助長を解消
 - 82 インボイスによる膨大な事務負担がゼロ
 - 83 日常の経理処理が簡素になる
 - 84 帳簿やインボイスのゴミの山がなくなる
 - 85 優遇措置が切れるまでに改正しよう
- コラム9 対価の返還等の消費税額の控除
- ・貸倒れに係る消費税の控除等
 - ・申告・納付等